

全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

Ⅱ. 船員保険

平成27年9月25日



全国健康保険協会
船員保険

個別評価項目

1.保険運営の企画・実施

(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

【評価の視点】

「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を作成し、医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進等の取組みを総合的に推進しているか。

1) 事業報告(概要)

- 保険者機能の強化、発揮という観点から、これまでも情報提供や広報の充実に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施等に取り組んできたところです。
また、26年度においては、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、船員保険においても、健診データ等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための取組みを効果的かつ効率的に実施するための事業計画として「船員保険データヘルス計画」を策定しました。
- 「船員保険データヘルス計画」の策定にあたっては、健診結果データ等の分析を行った結果、船員保険の加入者は、他の医療保険の加入者と比べて、メタボ該当者の割合が高く、また、国民全体と比べると喫煙率が極めて高いという特徴があることが確認されたことから、これらの割合を減少させることを2大柱として、29年度までの3か年において、PDCAサイクルの下で、その改善に向けた取組みを推進していくこととしました。

≪船員保険の主な特徴≫

- ・ 他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの方の割合が高い
(健保組合18.6%に対し、船員保険26.2%)
- ・ 国民全体と比較すると、喫煙率が極めて高い
(国民20.7%に対し、船員保険44.6%)

- また、医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、レセプト点検の実施にあたっては、これまでの取組みに加えて、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め効果的な実施を図る等の取組みに努めました。

2) 自己評価・・・A

- 「船員保険データヘルス計画」を策定するにあたっては、システム上の利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者については、
 - ・他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの方の割合が高いこと
 - ・全国民と比較すると、喫煙率が高いことという2つの特徴があることが確認され、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上での方向性及び課題を明確化することができました。

今後は、これを踏まえて、関係団体や船舶所有者等とも問題意識の共有を進め、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を図っていくことができるものと考えます。

- 医療費適正化の取組みとしては、「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、通知対象レセプトの拡大（2か月分→3か月分）などの実施方法を見直すことなどにより、ジェネリック医薬品の使用促進の強化を図ったところであり、その結果、ジェネリック医薬品の使用割合については、27年3月末で、国が29年度末までの目標として掲げた60%を上回る実績（61.9%）をあげることができました。
また、レセプト点検の実施にあたっては、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。

個別評価項目

1.保険運営の企画・実施

(2)情報提供・広報の充実

【評価の視点】

加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施しているか。
機関誌等による情報提供(広報)を定期的かつ効率的に実施しているか。
メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等の意見を積極的に収集しているか。

1) 事業報告(概要)

- 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページやメールマガジン(26年8月より配信開始)等を活用し、加入者の目に留まりやすく、かつ、時宜を得た情報提供と丁寧な広報活動に努めました。
 - ・ ホームページは申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載(ホームページ総アクセス件数: 25年度717,354件 → 26年度874,577件)
 - ・ メールマガジンは26年8月から配信を開始し、毎月第一営業日に配信時期に応じたタイムリーな情報に加え、27年2月には保険料率の改定についての臨時号を配信(配信回数: 9回(臨時号含む)、登録者数: 45人(26年7月) → 432人(27年3月))
- 加入者や船舶所有者の声を収集する取組みとして、メールマガジン上においてメールマガジンの内容等に関するWEBアンケートを実施し、その結果を以後のメールマガジン作成に反映することで、メールマガジン登録者との双方向のコミュニケーションを図ることにより、加入者や船舶所有者との距離感を縮めるよう努めました。

- 船員保険事業の運営状況及び決算についてお知らせし、船員保険事業を身近なものと感じていただくため、すべての被保険者及び船舶所有者に対し、「船員保険通信」を配付しました。

なお、「船員保険通信」の送付にあたっては、アンケートを同封し、内容の「見やすさ・分かりやすさ」に関する満足度等について、被保険者及び船舶所有者の意見等の把握に努めました。

- また、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含めて、幅広く広報を実施するために、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険のしおり」「船員保険のご案内」）やその他制度周知用リーフレット等を配付しました。

「船員保険通信」配付内訳	
被保険者	約59,000部
船舶所有者	約5,000部
合計	約64,000部

「船員保険のしおり」配付内訳	
被保険者 (被扶養者)	約42,000部
疾病任意継続被保険者 (被扶養者)	約11,000部
合計	約53,000部

「船員保険のご案内」配布内訳	
労働基準監督署	約5,500部
年金事務所	約2,900部
協会支部	約2,100部
合計	約10,500部

- 関係団体の多大なるご協力の下、関係団体発行の機関誌等には毎月記事の掲載を行い、定期的な情報提供、広報を実施しました。

(関係団体機関誌等掲載件数： 43件 (25年度) → 62件 (26年度))

2) 自己評価・・・A

- 加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するため、ホームページ、メールマガジン等を活用し広報を展開しました。
 - ①ホームページについては、「船員保険マンスリー」や制度の内容や利用方法を説明する「船員保険ガイド」など、加入者に身近な情報（具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法など）を掲載。26年度の総アクセス件数は874,577件と25年度の717,354件よりも大幅に増加（対前年度比21.9%増）しました。
 - ②メールマガジンについては、26年8月から配信を開始し、毎月第一営業日に配信時期に応じた事務手続きや季節の健康情報といった記事を掲載するとともに、27年2月には保険料率の変更についての臨時号を配信し、合計9回配信しました。
 - ③紙媒体の広報については、新規加入者等に対して制度の概要や手続き等を詳しく説明するための「船員保険のご案内」について、25年度よりもページ数を増やし（8ページから10ページに増）内容を充実させました。
- 加入者や船舶所有者の声を収集する取組みとして、メールマガジン上においてメールマガジンの内容等に関するWEBアンケートを実施し、その結果を以後のメールマガジン作成に反映することで、メールマガジン登録者との双方向のコミュニケーションを図ることにより、加入者や船舶所有者との距離感を縮めるよう努めました。

○ 「船員保険通信」については、「見やすさ・分かりやすさ」に対する満足度や事業の認知度、今後、強化すべき取組み等についてアンケートを実施しましたが、「見やすさ・分かりやすさ」については、被保険者の約85%、船舶所有者の約90%の方が「満足」又は「やや満足」と回答されたことから、おおむね評価いただけたものと考えています。

また、今後、強化すべき取組みについては、被保険者では約55%の方が、船舶所有者の方では約62%の方が「一般的な制度の周知」を挙げられたことから、ホームページやメールマガジンに加え、関係団体発行の機関誌等に、高額療養費制度改正や限度額適用認定証の利用、あるいは下船後の療養補償制度等、制度に関する記事を中心に掲載するなど、その周知・広報に努め、アンケート結果を踏まえた取組みを進めました。

○ 機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施するため、関係団体（6団体）へ毎月広報協力依頼を実施し、無償にて関係団体機関誌等への記事掲載を行いました。

26年度は62件となり25年度の43件と比較して大幅に増加しました。（対前年度比44.2%増加）

個別評価項目

1.保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

【評価の視点】

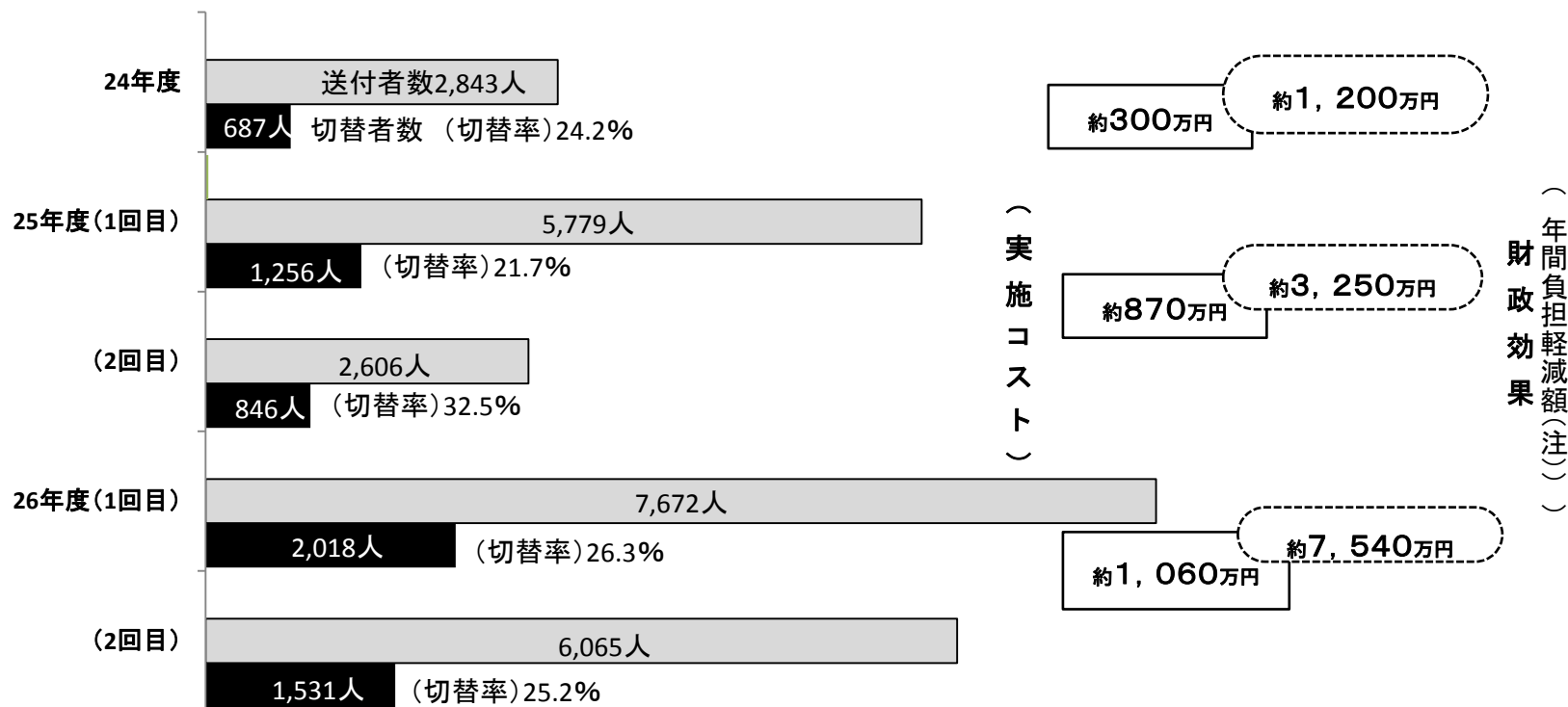
更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、広報を強化するとともに、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施しているか。

1) 事業報告 (概要)

- 船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。
 - ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービスについては、26年度は年度内に2回の通知を行いました。
 - ・ 25年度に引き続き、ジェネリック医薬品希望シールを送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくしました。
 - ・ ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報を行いました。

26年度船員保険ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにおける財政効果等

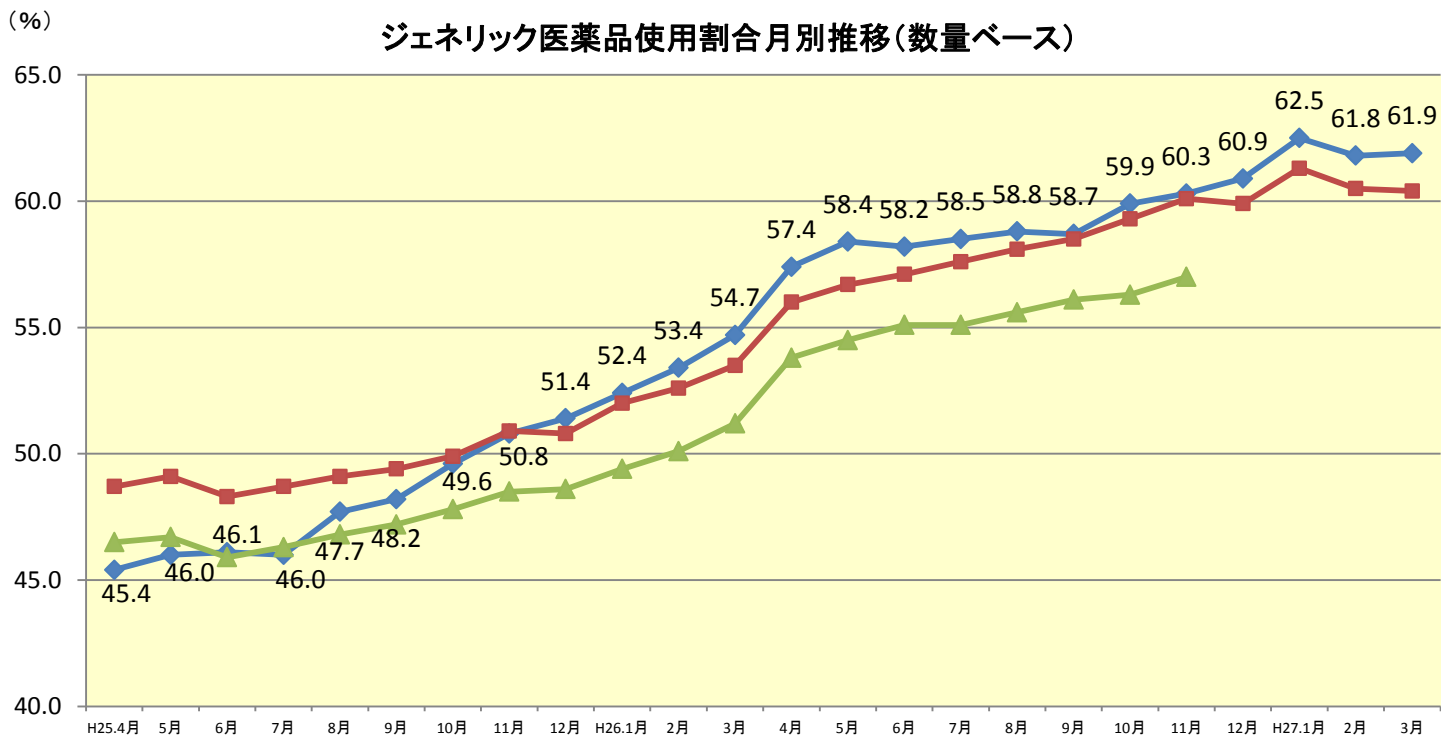
	25年度	26年度
送付者数	8,385人	13,737人
切替者数	2,102人	3,549人
切替率	25.1%	25.8%
財政効果（年間）	約3,250万円	約7,540万円



【通知条件】 24年度 年齢25歳以上、医科・調剤レセプトともに軽減効果額300円以上
 25年度 年齢25歳以上、医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上
 26年度 年齢25歳以上、医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上

（注）月額軽減額に12を乗じて得られる単純推計

ジェネリック医薬品使用割合月別推移(数量ベース)



注1. 船員保険の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの
 注2. 「新指標」は、〔後発医薬品の数量〕÷〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。速報値である。
 注3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

◆ 船員保険(新指標)
 ■ 協会けんぽ(新指標)
 ▲ 医療保険計(新指標)

	25年度	26年度
ジェネリック医薬品使用率(数量ベース)	54.7%(26年3月分)	61.9%(27年3月分)
ジェネリック医薬品使用率(金額ベース)	30.2%(26年3月分)	37.5%(27年3月分)

(参考)

2) 自己評価 S

- 通知対象レセプトの拡大（2か月分→3か月分）等により、通知の送付対象者数を8,385名から13,737名へと約1.6倍増やして通知を実施した結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約2.3倍の約7,540万円の財政効果をあげることができました。
- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約75,000枚配付するなどの取組みを進めました。
- 船員保険のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は、前述した各般の施策を進めた結果、27年3月時点で61.9%であり、医療保険全体の使用割合の平均を上回る水準で推移してきており、国が29年度末における達成目標として定めた目標値である60%を達成することができました。

個別評価項目

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

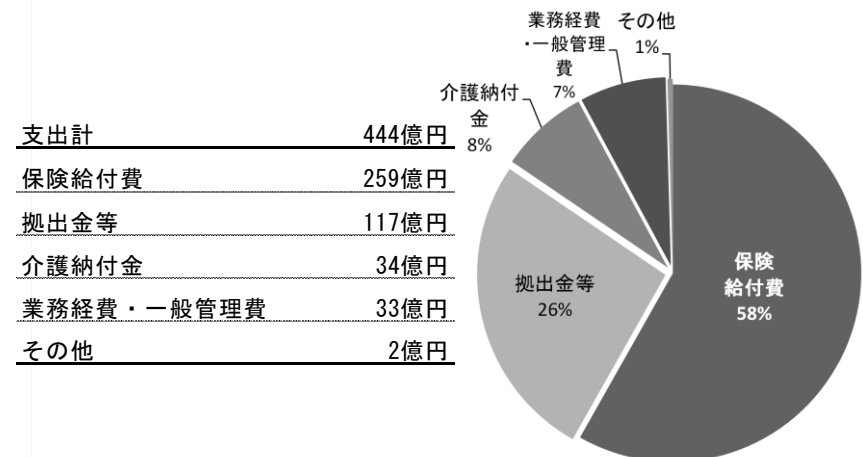
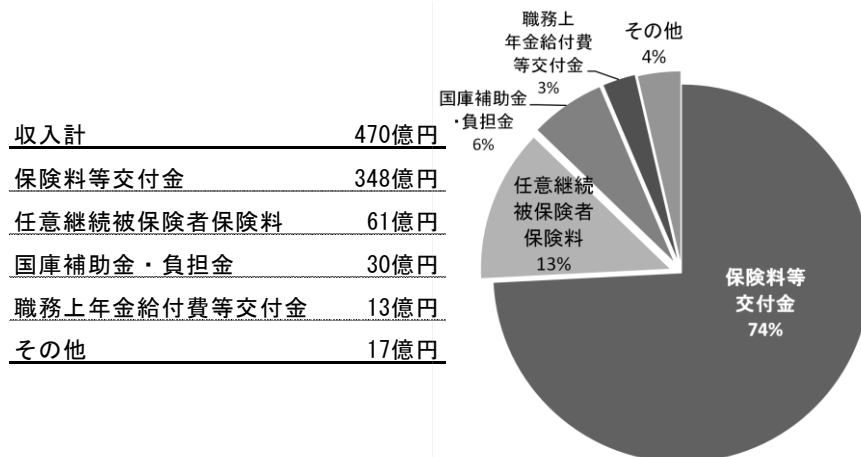
【評価の視点】

医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。

準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。

1) 事業報告 (概要)

○ 26年度においては、収入は約470億円であり、支出は約444億円で、収支差は約25億円であり、船員保険の直近の財政状況は比較的安定していますが、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費は増加傾向にあり、それらを踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告するとともに、今後の保険料率等を検討するなど、安定的な財政運営に努めました。



- 準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、安全確実を旨とする運用を行うこととしており、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しておりますが、26年度の運用益は約86百万円であり、確実に利益を上げています。
 なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しています。

（参考）25年度の運用状況

24年度末運用 資産残高	25年度末運用 資産残高	実現利回り
301億63百万円	302億49百万円	0.288%

26年度の運用状況

25年度末運用 資産残高	26年度末運用 資産残高	実現利回り
302億49百万円	303億36百万円	0.285%

2) 自己評価 B

- 支出面においては、ジェネリック医薬品使用促進やレセプト点検の効果的な推進など医療費適正化の取組みや被扶養者資格の再確認などを通じ適正な支出に努めるとともに、収入面においては、被保険者の保険料負担の軽減を図るため準備金を活用（注）しつつ必要な保険料財源を確保することにより、安定的な財政運営に努めました。

（注） 被保険者保険料負担軽減分とは、19年の法改正時に特例措置として「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて保険料率から0.5%までの範囲で協会が定める率を控除して保険料とすることができる」とされ、その負担軽減分に相当する財源は準備金を取り崩して賄うこととなります。

- 船員保険の準備金については、安全かつ有利な運用を行うこととされていることから、26年度においても、満期保有による国債での運用を行い、国債の金利低下の市況ではありましたが、利回りは、25年度の0.288%に対し、26年度は0.285%とほぼ前年並みの利回りを確保することができました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

【評価の視点】

職務外給付については、サービススタンダード(10営業日以内)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施しているか。

意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるため、加入者等の意見を積極的に収集し、更なるサービス向上を図っているか。

お客様満足度調査を継続的に実施しているか。

申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進めているか。

【目標指標】

- ・サービススタンダードの達成率:100%
- ・職務外給付の受付から振込までの日数:10営業日以内(サービススタンダード)
- ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数:3営業日以内

【検証指標】

- ・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度
- ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

1) 事業報告（概要）

○ サービススタンダード達成への取組み

- ・ サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通じて100%を達成、維持することができました。また、平均所要日数は5.90日でした。
- ・ 保険証の発行に要する日数については、26年度の平均は2.00日（25年度は2.00日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても、1.99日（25年度は2.12日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。

○ お客様満足度調査

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証及び傷病手当金、高額療養費、休業手当金の支給決定通知書の送付時にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。

[実施期間、送付及び回収数]

26年8月～27年2月、送付数：5,176名、回収数：739名（回収率14.3%）

お客様満足度調査実施結果（全体）

指標	23年度	24年度	25年度	26年度	対前年度比（25：26）
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	3.9ポイント
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	0.2ポイント
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	0.5ポイント
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	2.2ポイント

※満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」または「やや満足」と回答した方の割合です。

※回答の選択肢が24年度までは「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の5肢、25年度からは「満足、やや満足、やや不満、不満」の4肢となっています。

- 電話等による苦情・意見等
 - ・ 苦情：5件（25年度16件）
 - ・ ご意見・ご提案：22件（25年度34件）
 - ・ お礼・お褒めの言葉：12件（25年度16件）

- 26年度においては、アンケート結果や電話相談等のご意見等を基にお客様満足度の改善に向け、次の取組みを行いました。
 - ・ 疾病任意継続被保険者の資格喪失届の一部見直し
（喪失理由によって様式を分け、記載内容の簡略化を図る）
 - ・ 高額療養費支給申請書の一部見直し
（一般的な処理期間の明示、不備の多い記入箇所のレイアウト変更）
 - ・ 旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊助成事業の周知不足に対する対応
（ホームページに特設バナーを設置）
※3点目については、「船員保険通信」に同封したアンケート結果に基づく改善点

2) 自己評価・・・A

- 傷病手当金等の職務外給付の支給にあたっては、引き続き申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、サービススタンダードについて、年度を通じて100%を達成することができました。
- 保険証の交付については、船員保険部においては、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて船員保険システムに資格情報の入力処理を行う必要があるなかで、平均交付日数は、2.00日と目標の3営業日以内を達成しました。（疾病任意継続被保険者については1.99日）
- お客様満足度調査結果については、すべての項目において25年度実績を上回っており、特に、「職員の応接態度」では92.4%、「手続き方法」では85.9%と、全般的に高い評価をいただきました。
- 26年度も25年度に引き続き「サービス向上委員会」を開催し、お客様満足度調査の内容や電話相談等のご意見等を基に、お客様目線で業務改善策を検討した結果、記載不備の多い申請書のレイアウト見直しや申請書送付時における必要書類の明示による不備返戻の防止を図ることにより、処理期間の短縮に努めました。
また、26年度から開始している旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊助成事業については、継続して広報は行っているものの、アンケート調査結果等から加入者等の周知不足は否めないことから、ホームページに特設バナーを設置し、より多くの方に認知いただけるよう工夫を行いました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】

加入者等に対し、所得区分の改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知する等、円滑な業務運営に努めているか。

高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

1) 事業報告 (概要)

- 27年1月から高額療養費制度の改正が実施されたことから、制度改正に関するリーフレットを作成し、すべての被保険者及び船舶所有者にお送りしました。リーフレットにおいては、制度改正の詳細とともに、高額療養費制度全般に関するご説明や限度額適用認定証の利用方法等についても併せて情報提供しました。

限度額適用認定証

	交付枚数
25年度	3,591
26年度	3,798
対前年度比	5.8%

高額療養費支給額 (現物給付)

	件数	金額 (千円)
25年度	10,564	1,223,837
26年度	10,684	1,243,250
対前年度比	1.1%	1.6%

- 高額療養費未申請の方には、あらかじめ申請内容等を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

高額療養費未申請者勧奨件数

	件数	月数
25年度	2,101	17か月分 (23年11月～25年3月診療分)
26年度	1,615	12か月分 (25年4月～26年3月診療分)

高額療養費支給額 (現金給付)

	件数	金額 (千円)
25年度	3,206	166,573
26年度	2,833	145,787

【高額療養費制度の広報実績】

5月 船舶所有者にリーフレットを配付することにより、加入者へ周知(約4,000枚)

12月 全加入者及び船舶所有者に、リーフレットを配付

このほかに、関係団体機関誌等に高額療養費制度及び限度額適用認定証に関する広報記事を掲載いただきました。

2) 自己評価・・・A

- 高額療養費制度所得区分の改正については、27年1月からの施行に向けて、改正内容等に関するリーフレットを作成し、「船員保険通信」の送付時に同封することにより、すべての被保険者及び船舶所有者に配付したほか、ホームページやメールマガジンによる広報に加えて、関係団体の機関誌等にも改正内容や関連する限度額適用認定証の利用促進に関する広報の掲載を繰り返しお願いするなど、積極的にその周知・広報を図りました。

また、その際には、所得区分の改正内容だけでなく、高額療養費制度全般や限度額適用認定証の利用促進についても、併せて積極的に情報提供することにより、高額療養費制度全体に対する加入者の理解の促進に努めたところですが、その結果、高額療養費の現物給付分は、対前年度で件数が1.1%増、金額が1.6%増と微増であった中で、限度額適用認定証の交付枚数は対前年度で5.8%増となりました。

- 高額療養費の支給申請の勧奨については、その実施時期を、24年度までの「受診時から約2年後の時点」から「1年経過後」に速めるため、集中的に実施した25年度と比べると、勧奨件数、給付金額ともに下回っていますが、26年度は、年間を通して受診時から1年経過後の勧奨を確実に実施することができたとともに、勧奨によらず提出された申請書の審査時に、合算対象となるレセプトが発見された場合は、速やかに勧奨を行い、給付につなげるなど、そのサービスの向上に努めました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(3) 職務上上乘せ給付等の申請勧奨

【評価の視点】

未申請者に対し、職務上上乘せ給付や特別支給金の申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めているか。

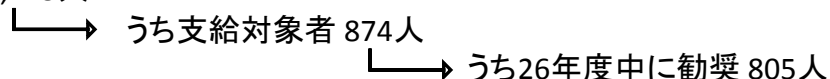
1) 事業報告（概要）

- 労災保険給付（休業補償、障害補償等）に上乘せして支給する「職務上の上乘せ給付及び特別支給金」の支給の可否を判断するにあたっては、労災保険給付の受給者情報（以下「受給者情報」といいます。）が必要となるため、協会では、国においてデータ抽出が可能であった24年9月以降の受給者について、受給者情報の提供を受け、申請勧奨等を逐次進めてきたところですが、「職務上の上乘せ給付及び特別支給金」の支給は、22年1月に遡って適用されることとされたことから、同時に、22年1月から24年8月までの間における受給者情報の入手が、業務の円滑な実施を図る上で重要な課題となっていました。
- このため、協会では、25年度から26年度にかけて、データ抽出システム構築への協力等を通じて、国におけるデータ抽出作業を促進し、26年6月末に、これら期間に係る受給者情報、約7,000件を一括して入手したところです。
- これを踏まえて、26年度においては、従来の、国から毎月提供される受給者情報に基づく申請勧奨の取組み（598人分）を進める一方で、国から一括提供を受けた約7,000件の受給者情報について、集中的に処理を行いました。

- 約7,000件のデータは、受給者の重複等を整理したところ、受給者数では2,445人分に相当しましたが、これらの者一人ひとりについて、「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給対象となるか否かの判定を行ったところ、874人が支給対象となることが確認され、26年度においては、このうち805人（対象者の92.1%）について申請勸奨を終えることができました。（なお、残りの69名についても全員、27年6月半ばまでに勸奨を終えています。）

その結果、26年度においては、前年度の622人分を大きく上回る1,403人分の申請勸奨を実施することができました。

※ 26年6月 厚生労働省から提供 2,445人



※ 「職務上上乗せ給付や特別支給金」については、労災保険給付受給者のうち、一定の要件を満たす者に対し支給されます。

	概要
職務上上乗せ給付	19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金、障害年金及び遺族年金等が該当します。
特別支給金	労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など（休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金）、また、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど（経過的特別支給金）、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

（注）職務上上乗せ給付及び特別支給金は、労災保険から給付を受けていること等が支給要件となっていること、また、当該支給額については、船員保険の標準報酬月額の他、労災保険の給付基礎日額などの情報に基づき算出する仕組みであることから、労災保険の給付データが必要となります。

- なお、「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給については、ホームページ等における情報発信に加え、関係団体の協力等も得て、その機関誌等において、制度のご案内等を定期的実施しました。

職務上上乘せ給付（法定給付）申請勧奨件数 (単位：件)

	休業手当金	障害年金	遺族年金	障害手当金	遺族一時金
25年度	0	2	0	105	9
26年度	775	0	2	160	10

職務上上乘せ給付（法定給付）支給実績 (単位：件、千円)

	休業手当金		障害年金		遺族年金		障害手当金		遺族一時金	
	件数	金額	受給権者	金額	受給権者	金額	件数	金額	件数	金額
25年度	954	128,935	3	10,991	7	3,530	100	38,766	7	4,639
26年度	1,060	159,931	3	7,331	9	8,374	144	65,330	6	7,965

特別支給金（福祉事業）申請勧奨件数 (単位：件)

	休業	障害	遺族	経過的 (障害)	経過的 (遺族)
25年度	374	45	20	46	21
26年度	319	50	9	64	14

特別支給金（福祉事業）支給実績 (単位：件、千円)

	休業特別支給金		障害特別支給金		遺族特別支給金		経過的特別支給金 (障害)		経過的特別支給金 (遺族)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25年度	487	79,388	54	40,928	51	20,424	41	27,220	22	35,034
26年度	470	72,700	96	36,275	134	35,573	58	17,505	14	35,633

2) 自己評価・・・S

- 26年度における職務上の上乗せ給付等の申請勧奨については、懸案であった22年1月から24年8月までの間における受給者情報の入手について、国等との連携を進めたことにより、その実現が図られたところであり、当該データを集中的に処理することにより、申請勧奨の取組みを一気に加速させることができました。
- 具体的には、従来の、国から毎月提供される受給者情報に基づく申請勧奨の取組み（598人分）を着実に実施した上で、一時期に集中して提供された、24年8月以前の受給者情報、2,445人分について、一人ひとり、職務上の上乗せ給付等の支給対象となるか否かの判定を行って、874人が支給対象となることを確認し、このうち805人（対象者の92.1%）について申請勧奨を終えることができ、合計では、25年度の622人分を大きく上回る、1,403件の申請勧奨を実施することができました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

【評価の視点】

保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図っているか。

下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。

柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施する等、不適切な申請事例に対する厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。

1) 事業報告（概要）

- 保険給付の審査にあたっては、申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めています。
不正請求が疑われる案件については、船員労働の特殊性に十分配慮した上で、必要に応じ日本年金機構に照会し、その回答を踏まえて判断していますが、26年度においては、実地調査に至る案件はありませんでした。

- 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付すること等により周知を図る一方、関係団体の機関誌等においても、複数回にわたって広報記事を掲載いただき、周知に努めました。

【下船後の療養補償に関する広報実績】

- 5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にリーフレットを配付（約4,000枚）
- 6月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 9月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 2月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 「医療費通知」に広報を掲載

- 柔道整復施術療養費に関しては、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者に文書による照会を実施(703件)するとともに、加入者には「医療費通知」を送付する際に、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを同封しました。このほかに関係団体の機関誌等に適正受診に係る広報記事を掲載いただきました。

【柔道整復施術療養費に関する広報実績】

- 10月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 2月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 「医療費通知」において加入者へリーフレットを配付（約46,000枚）

2) 自己評価・・・A

- 保険給付については、被保険者や担当医への照会や船員保険部の審査医師の審査を通じ適正な給付に努めています。また、不正請求が疑われる案件については、船員労働の特殊性に十分配慮しつつ、必要に応じ、日本年金機構へ照会するなど、適正な給付に努めました。

- 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適切な受診がなされるよう、関係団体の機関誌への掲載のほか、加入者には「医療費のお知らせ」の送付時に、また、船舶所有者には被扶養者資格の再確認のお願い時に、リーフレットの配付等を行い制度の趣旨や仕組みについて周知を図りました。
- 柔道整復施術療養費については、26年度の支給額は約154百万円（25年度156百万円）、件数は、36,486件（25年度37,348件）と25年度を下回っており、加入者への多部位・頻回受診等に対する文書照会や適正な受診に係る広報を実施すること等により、適正受診の促進を図っています。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (5)レセプト点検の効果的な推進

【評価の視点】

自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検の実施に向けた取組みを進めるとともに、研修の充実等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。点検の効果があった事例を集約し、より有効なシステムによるチェックを実施しているか。

【目標指標】

・加入者1人当たり診療内容等査定効果額:25年度を上回る

【検証指標】

- ・被保険者1人当たり資格点検効果額
- ・被保険者1人当たり外傷点検効果額
- ・被保険者1人当たり内容点検効果額

1) 事業報告 (概要)

- 26年度においては、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）の開発を進め、10月からこれを稼働させることにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。
- また、25年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打ち合わせにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。
- なお、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、25年度と比べ、5.8%減少しました。

加入者1人当たり診療内容等査定効果額(目標指標)

	25年度	26年度	前年度比
内容点検効果額	120円	113円	5.8%減

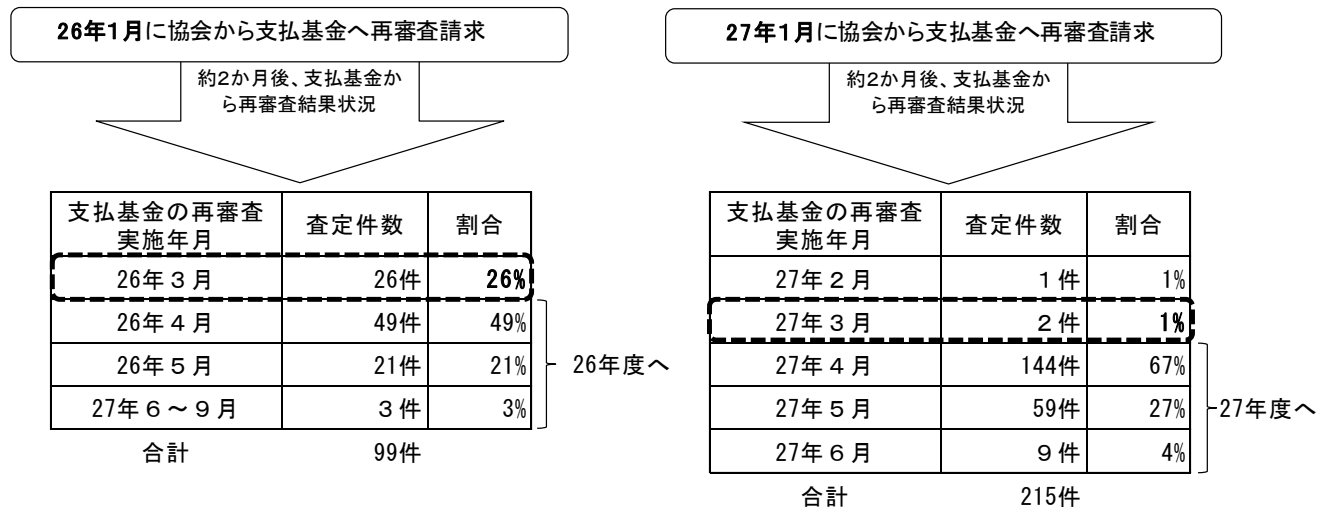
被保険者1人当たり効果額(検証指標)

	25年度	26年度	前年度比
内容点検効果額	1,994円	1,263円	36.7%減
資格点検効果額	4,246円	5,172円	21.8%増
外傷点検効果額	760円	791円	4.1%増

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、支払基金で査定され保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。
これに対し、「内容点検効果額」は、支払基金から医療機関へ返戻され、再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全て計上できるものではありません。26年度から目標指標として、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

(参考)

26年1月及び27年1月における査定件数の比較



※支払基金へ再審査請求がなされたレセプトは、請求月から約2～5か月で、支払基金の審査を完了します。

2) 自己評価 B

- 内容点検は、26年度においては、10月から疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）を導入することにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努め、再審査請求件数の向上等を図ったところです。
- また、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめ、査定事例集を作成・共有する取組みや点検員への実務研修の実施等の取組みを継続し、引き続き、点検員のスキル向上を図ることができました。
- なお、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、25年度と比較すると7円減の113円となり、5.8%減少しました。
この要因としては、自動点検システムの稼働が年度後半からとなり、その点検効果が年度内に十分反映できなかったことや、支払基金での27年3月の再審査査定結果で反映されるべき査定効果額の一部が27年度当初に持ち越したこと（前ページ（参考）を参照）等が影響したものと考えております。
- 今後は、再審査請求件数が自動点検システム導入後の半年間を見た場合、前年同期対比で35.6%増となっていることから、自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施を推進してまいります。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 被扶養者資格の再確認

【評価の視点】

被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。

1) 事業報告 (概要)

- 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。
27年度においても引き続き実施することとしており、27年3月に船舶所有者に事前案内を行っています。

被扶養者資格の再確認（船員保険）の実施状況

	25年度	26年度
依頼日	25年5月（25年7月再送）	26年5月（26年7月再送）
送付対象数	38,983人（4,114船舶所有者）	37,707人（4,017船舶所有者）
提出状況	3,825船舶所有者（93%）	3,734船舶所有者（93%）
扶養削除数	238人	222人
財政効果（高齢者医療制度への支援金等への影響）	約1,600万円	約1,600万円

2) 自己評価・・・A

- 26年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の再確認を着実に実施することができました。
- 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体に対し、広報への協力を依頼したほか、協会ホームページに記事を掲載し、協力依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。
- このような取組みを行った等により、被扶養者状況リストの提出状況については、船舶所有者からの提出率で見ると約93%、被扶養者単位の提出率で見ると約96%と、それぞれ前年度と同様の成果をあげることができました。
- なお、扶養者資格削除人数（222人）については、25年度に被扶養者資格の再確認を実施したことにより届け出の適正化が推進された効果か、25年度（238人）との比較では僅かながら減少しましたが、高齢者医療制度への支援金が約1,600万円軽減されるなど、被保険者や船舶所有者の保険料負担の軽減につながる着実な成果があがりました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 無資格受診者等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

【評価の視点】

債権発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を実施しているか。

発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

1) 事業報告（概要）

- 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されない方に対して、日本年金機構及び船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

催告スケジュール

	催告実施者	実施時期
初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内
2回目催告	船員保険部	喪失月より2か月後

【保険証回収率】

25年度 95.8% → 26年度 95.8%

- 発生した債権については、新たな催告ルールを策定し、文書による催告、内容証明郵便による催告、支払督促等の法的手続を実施し、債権の回収強化に努めました。

調定額	449,105千円（うち現年度分：114,303千円）
収納額	99,798千円（うち現年度分：92,793千円 収納率81.2%）

※調定額は旧社会保険庁からの承継分265,377千円含む。

催告方法及び催告スケジュール

債権額	1か月後	3か月後	6か月後	6か月以降
5万円以上	文書催告 (無資格受診分のみ)	文書催告	内容証明郵便による 文書催告	内容証明郵便での 最終催告後、 法的手続きへ移行

2) 自己評価・・・A

- 保険証の未返却者に対して文書での催告を行うとともに、日本年金機構より送付する保険料の納入告知書に保険証の早期回収依頼のチラシを同封する等、船舶所有者に対しても保険証回収の働きかけを行い、早期回収に向けた取組みを推進しました。

26年度の保険証の回収率は95.8%で、25年度の回収率と同率でしたが、更なる回収率の向上を実現するため催告時期の見直し等も検討し、保険証の早期回収に努めてまいります。

- 債権回収については、早期の回収が重要なことから、催告方法を見直し、高額債権（5万円以上）については、25年度まで行っていた6か月後の文書催告を、全て内容証明郵便によるものとし、45件（25年度13件）の文書催告を行いました。

また、法的手続（支払督促申立）についても6件（25年度3件）実施し、回収強化に努めました。

個別評価項目

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

【評価の視点】

「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を作成し、効果的な保健事業の実施を図っているか。

第二期特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るための取組みを実施しているか。

【目標指標】

- ・特定健康診査実施率:被保険者38.5%
被扶養者14.0%
- ・船員手帳健康証明データ取込率:26.0%
- ・特定保健指導実施率:被保険者13.0%
被扶養者6.0%

1) 事業報告(概要)

○ 船員保険データヘルス計画の作成

- ・ システム上利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者について、メタボリスクの保有率及び喫煙率の減少を柱とする「船員保険データヘルス計画」を策定し、今後、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上での方向性及び課題を明確化しました。

- ・ 特定健診及び特定保健指導の実施率の向上については、より多くの加入者の方々に健診等を利用いただけるよう、広報活動の強化や健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化、費用負担の軽減等の取組みを引き続き推進しました。

○ 被保険者の健診について

	25年度	26年度
被保険者の健診実施率 ※（ ）は前年度比	35.7% (0.6ポイント増)	35.9% (0.2ポイント増)

- ・ 被保険者の健診については、巡回健診について実施回数の増や利便性の向上を図るなどの取組みを進め、引き続き船の入出港に合わせた時間帯での健診の実施や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施しました。

生活習慣病予防健診実施機関数と巡回健診実施状況

	24年度	25年度	26年度
生活習慣病予防健診実施機関数	137機関	202機関	204機関
被保険者特定保健指導実施機関数	37機関	79機関	81機関

	24年度	25年度	26年度
巡回健診実施回数	314回	315回	330回

- ・ 年度途中の新規加入者については、これまで、本人から申請があった場合のみ受診券を発行していましたが、26年度からは、本人からの申請を待たずに、該当する方、全員に交付することとし、受診手続きの簡略化及び制度の周知を図りました。（26年度 年度途中加入者への交付：1,583件）
- ・ また、生活習慣病予防健診又は特定保健指導を年度半ばを過ぎても受診されていない者に対して、実施する受診勧奨に合わせ、26年度から新たに始めたメールマガジンも活用して、受診の呼びかけを行う等の取組みも実施しました。（26年11月号にて配信）
- ・ なお、消費税率の引上げ（5%→8%）に伴い、生活習慣病予防健診の保険者負担額についても引上げを行いました。

生活習慣病予防健診（一般健診）の場合

	25年度	26年度
契約単価上限	20,727円	21,319円
協会負担額	14,302円	14,710円
自己負担額	6,425円	6,609円

○ 被扶養者の健診について

	25年度	26年度
被扶養者の健診実施率 ※（ ）は前年度比	14.4% (5.6ポイント増)	15.7% (1.3ポイント増)

- ・ 被扶養者の健診については、25年度において、健診内容の充実を通じて受診を促す観点から、「生活習慣病予防健診」を受診可能としたことや受診券の送付を自宅直送に切り替えたことなどが、受診率向上に繋がったことから、26年度においても引き続き実施したほか、さらなる受診意欲の向上を図るため、以下の取組みを行いました。
- ・ 被扶養者に、健診への興味、関心を持っていただくため、巡回健診の際、オプション検査として肌年齢測定を2か所で試行しました。
- ・ 巡回健診について、駅周辺など被扶養者の方が利用しやすい利便性の高い場所での開催についても検討し、2か所で試行しました。
- ・ なお、消費税率の引上げ（5%→8%）に伴い、特定健康診査及び生活習慣病予防健診並びに特定健指導の保険者負担上限額の引上げを行い、集合契約Aの健診実施機関においては、引き続き無料で受けられるようにしました。

協会負担額

	25年度	26年度
特定健康診査	6,825円	7,020円
特定保健指導（動機付け支援）	7,350円	7,560円
特定保健指導（積極的支援）	23,100円	23,760円

集合契約A契約の機関（日本人間ドック学会、結核予防会等）で受けた場合、いずれも自己負担は発生しない（無料）

○ 被保険者（船員手帳の健康証明書データの取得）

	25年度	26年度
船員手帳の健康証明書データ取得率	21.1%	集計中

- ・ 船員手帳の健康証明書データ（26年度分）の取得にあたっては、26年度中に提供いただけなかった船舶所有者（約3,300社）に対し27年6月末にデータの提供依頼を行っています。

○ 被保険者・被扶養者（保健指導） ※船員手帳の健康証明書データを除く

	25年度	26年度
被保険者の特定保健指導実施率	5.3%	13.3% (5.3%)
被扶養者の特定保健指導実施率	4.2%	12.4% (3.7%)

※（ ）内の数値は、当該年度中に初回面談～6か月評価までを終えた者を実施者とする、25年度と同じ方法で算出した場合の実施率です。

- ・ 特定保健指導実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数が確認できるようにしました。前年度までと直ちには比較できませんが、26年度の保健指導実施率は、被保険者が13.3%、被扶養者が12.4%となり、いずれも目標値（被保険者13.0%、被扶養者6.0%）を上回る結果となっています。

2) 自己評価・・・A

- 保健事業の実施にあたっては、第一に、システム上利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者について、メタボリスクの保有率及び喫煙率の減少を柱とする「船員保険データヘルス計画」を策定し、今後、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上での方向性及び課題を明確化することができました。
 今後は、これを踏まえて、関係団体や船舶所有者等とも問題意識の共有を進め、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を図っていくことができるものと考えます。

- また、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上については、広報活動の強化や健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化、費用負担の軽減等の取組みを引き続き推進し、より多くの加入者に健診等を利用いただけるよう努めたところであり、その結果、以下の成果が確認されました。

- 被保険者の健診については、巡回健診について実施回数の増や利便性の向上を図るなどの取組みを進めるなどしたものの、受診率がわずかに前年度を上回るにとどまりましたが、被扶養者の健診については、25年度において、健診内容の充実を通じて受診を促す観点から、「生活習慣病予防健診」を受診可能としたことや、受診券の送付を自宅直送に切り替えたことなどが、受診率向上に繋がったことから、26年度においても引き続き実施したほか、新たな取組みとしてオプション検査を試行的に実施する等した結果、受診者数は確実に伸びて、26年度における健診実施率は前年度比1.3ポイント増の15.7%となり、25年度に引き続き、目標値（14.0%）を上回る成果をあげることができました。

- 特定保健指導の実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数が、より正確に確認できるように見直しを行いました。

その結果、船員手帳の健康証明書データ（26年度分）提供者のうちに保健指導の対象となる者がどの程度いるかが現時点では確定できず、特定保健指導実施率の計算に含めることができないため、被保険者については参考値となりますが、協会で実施した健診に係る保健指導の実施率は、被保険者が13.3%、被扶養者が12.4%となり、いずれも目標値（被保険者13.0%、被扶養者6.0%）を上回る成果をあげることができました。

- なお、船員手帳の健康証明書データ（26年度分）の提供については、27年6月末に、約3,300の船舶所有者に対し、データの提供依頼を行い、8月17日現在で、このうち1,414社から提供があったところです。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み

【評価の視点】

船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施しているか。

1) 事業報告（概要）

- 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。

- 加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付
26年度においては、生活習慣病予防健診または特定健診を受診された方に加え、26年度中に船員手帳健康証明書データを協会に提供された被保険者の方一人ひとりの健康状況に応じた情報提供冊子を作成し、26年9月から27年1月までに配付しました。
また、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値が要治療領域にある方々に対して送付するなど、重症化予防のより一層の重点化に取り組みました。
(約6,700部を個別に直送)

送付対象者

- ① 生活習慣病の発症リスクが高い特定保健指導の対象者
- ② ①以外の者で糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値が要治療領域にある方
- ③ ①②以外の35歳の被保険者または40歳の被扶養者（船員手帳健康証明書データ提供者にあっては全員）

26年度の見直し内容

	概要
送付対象者の拡大	生活習慣病予防健診及び特定健診の受信者に加え、船員手帳健康証明書データの提供があった方も送付対象者とした。
重症化予防の重点化	健診結果の検査数値が要治療領域にある加入者について、糖尿病罹患者に加え、脂質異常症及び高血圧の方も送付対象者とした。
特定保健指導利用券の同封	特定保健指導対象者に情報提供冊子を送付する際に、利用券を同封し利用促進を図った。
アンケート調査の実施	情報提供冊子送付時にアンケートはがきを同封し、送付対象者の意識変容・満足度、特定保健指導未利用の理由、医療機関未受診の理由などを調査した。

○ ホームページ、メールマガジンをはじめとする各種健康情報の提供

ホームページにおいて、季節の健康情報等を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載し、情報提供に努めました。

また、加入者の健康づくりに役立てるため、26年8月から配信を開始したメールマガジンにおいて、定期的に健康に関する記事を掲載しました。

《メールマガジンの主な健康記事》

- ・ 腰痛予防
- ・ 乗船前・乗船中に気をつけること（高血圧）
- ・ 乗船前・乗船中に気をつけること（糖尿病）
- ・ 肩こり
- ・ 運動不足

○ 出前健康講座の実施

船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を実施しました。

	24年度	25年度	26年度
開催回数	2回	11回（9か所）	11回（10か所）
参加人数	91名	451名	367名

	場所	実施月	講座名	参加人数
1	横浜市	5月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	16名
2	下松市	5月	メタボ撃退！今できることは～あなたの「これから」を健康が支えます～	13名
3	鹿児島市	6月	睡眠と生活習慣病	72名
4	八戸市	7月	メタボを見直し、血管を若々しく！！	34名
5	和歌山市	9月	できることから始めよう！～生活習慣の見直し～	44名
6	周南市	10月	睡眠と生活習慣病	44名
7	室蘭市	11月(2回)	健診結果を上手に利用しましょう～動脈硬化～	33名
8	福岡市	1月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	40名
9	尾道市	2月	煙草の害を再チェック！～自分や周りの人たちの体を守るために～	34名
10	萩市	2月	知っておこう！糖尿病予備群のこと	37名

○ 健康度カルテの提供

船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、被保険者の健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況が確認できる「健康度カルテ」を作成し、事業所を訪問し提供する取り組みをモデル的に行いました。（26年度実施件数 3件）

2) 自己評価・・・A

- オーダーメイドの情報提供冊子の送付については、23年度から毎年業務内容を見直しながら、継続して実施していますが、26年度においても、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善対策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを促進することができました。

実施にあたっては、情報提供冊子の送付対象者の拡大（船員手帳健診 提供者を対象に追加）や重症化予防の取り組みの強化（脂質異常症と高血圧を対象に追加）、アンケートはがきの同封による満足度等に関する調査の実施など、業務の更なる改善に取り組みました。

この結果、送付対象者は、

- ①特定保健指導の対象者
- ②糖尿病等の疑いがあり医療機関の早期受診が必要な方
- ③初めて健診を受診する35歳又は40歳の方（手帳健診は全員）

となり、送付部数は25年度の約2,800部から約6,700部に大幅に増加し、アンケート調査の結果をみると、生活習慣の改善や特定保健指導の利用、医療機関の受診等に関して、多くの者において行動変容の意思が確認されました。

- 加入者の健康づくりに役立てるため、26年8月に配信を開始したメールマガジンにおいて、船員労働の特殊性等を踏まえた健康記事を定期的に掲載するとともに、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載し、健康づくりに役立てられるよう努めました。
- 「出前健康講座」については、労使団体主催の研修会等の機会をとらえて、保健師等を講師として派遣し、加入者に健康問題について学んでいただく場を提供する出前健康講座を積極的に実施し、加入者が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援に努めました。26年度は、前年度と同じ全11回の開催となりましたが、講座終了後のアンケート結果については、25年度（90%）を上回る約95%の方から「大変満足」または「満足」との評価をいただきました。
- 「健康度カルテ」については、試行的な取り組みではありましたが、船舶所有者ごとに生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況等を分析し、その結果を船舶所有者を訪問し説明する取り組みを行いました。船舶所有者からは、「レーダーチャートを用いた全体平均との比較が分かり易い」など、好評をいただいたことから、27年度からは、対象とする船舶所有者を拡大して実施することとしています。

個別評価項目

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(3) 福祉事業の着実な実施

【評価の視点】

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。

船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図っているか。

1) 事業報告 (概要)

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、それぞれ独立行政法人地域医療機能推進機構、公益社団法人日本水難救済会、一般財団法人船員保険会などの専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。

【参考】

無線医療助言事業	航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。
洋上救急医療援護事業	日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄の医療機関へ搬送する事業を維持するための費用を援護する事業。
保養事業	船員保険保養所等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者等の福利厚生を図ることを目的としている。

<p>契約保養施設利用補助事業</p>	<p>船員保険保養所等の廃止の代替措置として選定された保養施設での宿泊利用料金の割引を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。</p>
<p>旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業</p>	<p>船員保険加入者が、全国健康保険協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の契約宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部（1人年間2泊を上限とし、1泊につき3,000円）を協会が補助する事業。</p>

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については、一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、事業の円滑な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の向上を図りました。
- 特に無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が26年度以降、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更され、無線医療助言要請先のメールアドレスが変更になったこと等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図るなどして、新たなシステムの下で事業の円滑な移行及び継続を図りました。
- 保養事業については、各施設の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等も踏まえた上で、事業内容について必要な見直し等を行い、その効率的かつ効果的な事業の実施を図りました。
- また、26年4月からは、保養事業における新たな取組みとして、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業を開始したところであり、26年12月からは、24年10月以降休止していた、神戸の船員保険総合福祉センターが、新たな運営主体の下、一部の事業（日帰り入浴サービス事業）を再開しました。

福祉事業の実績

		25年度	26年度	増減
無線医療助言事業	通信数	1,088	913	-175
洋上救急医療援護事業	出動件数	18	25	7
保養事業	利用宿泊数	10,319	11,028	709
	入浴利用数	4,543	7,691	3,148
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	1,607	2,299	692
旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業	利用者数	—	214	
	利用宿泊数	—	298	

2) 自己評価……A

- 航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や、医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めました。
- とりわけ、26年度においては、無線医療助言事業の実施機関である船員保険病院の運営主体が、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更されたことから、無線医療助言要請先のメールアドレスが変更になったこと等について、加入者や船舶所有者に対して周知・広報の徹底を図るなどして、新たなシステムの下で事業の円滑な移行及び継続を図ることができました。
- 保養事業については、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業を開始したこと、及び船員保険総合福祉センターが、新たな運営主体の下、一部の事業を再開したことについて、加入者・船舶所有者に対する周知、広報に努めました。